

金融を通じた企業の生産性向上の実現において －FinTechを巡る戦略的対応（第3弾）と金融仲介機能の更なる強化－

平成30年5月17日
自由民主党政務調査会

1. はじめに

日本経済は、民需主導の力強い経済成長を実現し、デフレ脱却の道筋を確実に進んできているが、今後は、企業の生産性向上等を図り、賃金上昇、景気回復の波を全国津々浦々に浸透させる必要がある。本調査会では、これまで経済の持続的な成長を支える活力ある金融の実現が必要であり、「成長のための金融」という観点が重要である旨指摘してきた。これを受けて様々な施策が実行に移されているが、更に強力かつ具体的に推し進めることが必要であり、その際、「金融を通じた企業の生産性向上」を図ることが重要である。

金融分野では、革新的技術を活用したFinTechの急速な拡大により、世界的に金融業が大きく変貌しようとしている。これまで、本調査会においては、このような動きを先取りする形で幅広い議論を行っており、一昨年の「FinTechを巡る戦略的対応（第1弾）」、そして昨年の「FinTechへの戦略的対応（第2弾）」と、2年続けて提言をとりまとめ、FinTechによる金融業の大きな変革を、日本の成長にしっかりとつなげていくために取り組むべき方策を提示してきた。

今後は、イノベーションと利用者保護のバランスを取りつつ、これまでの取組みを、具体的な金融サービスの実現・実用化につなげ、企業の生産性向上等を図っていくことが重要である。

他方、人口減少等を背景に地域金融機関の経営環境は厳しさを増しているが、全国的に見れば、各地域の産業や企業の成長を図る上で、銀行をはじめとする金融機関が果たす役割は引き続き大きい。その際、金融機関が顧客企業の生産性を向上させ、成長を促していくためには、専門機関等も活用しつつ、目利き力の向上を含め金融機関自身の企業支援能力の強化を図るとともに、良質な金融仲介機能を発揮している金融機関が顧客企業から選ばれていくという好循環の実現が重要である。

本調査会においては、先述の「FinTechを巡る戦略的対応（第1弾）（第2弾）」のみならず、「民間主導の成長マネーの供給」や「経済の好循環に向けたポートフォリオ・リバランスの促進」といった提言を通じ、様々な角度から金融を通じた経済の好循環の実現を目指してきた。関係者においては、引き続き、本提言に従って、企業の生産性向上等を図り、経済の持続的成長に資する活力ある金融の更なる実現に向けた取組みを期待する。その際、政府

においては、関係者との密接な意思疎通などを通じて、一定程度の時間軸をもって活力ある金融を実現すべく、取組みを進めることを期待する。

2. FinTech による経済・金融の発展

FinTech は、金融の将来的な姿を大きく変えていくものであるとの認識のもと、FinTech への戦略的対応を成長戦略における金融分野の柱と位置づけ、これを日本の経済・金融の成長につなげるべく、民間のアイデアや創意工夫を引き出していく環境整備を行ってきた。その結果、民間においても革新的なビジネス・サービスの実現・実用化に向けた様々な取組みが進められている。現在は、こうした FinTech を通じた革新的なビジネス・サービスの実現・実用化を通じて、利用者の利便性向上や企業の生産性向上等を実現していくことが重要な段階に入りつつある。

昨年5月に取りまとめた「第2弾」の提言では、ブロックチェーン技術やオープン API 等を日本の金融サービスの高度化につなげるための環境整備に向けた政策を立体的に提示した。今回の提言では、これまでの取組みを、実際に利用者の利便性向上や企業の生産性向上等につなげるための具体的なサービスの実現・実用化に向けた政策の提言を行う。

また、FinTech の動きを日本経済の成長軌道につなげるためには、イノベーションと利用者保護のバランスの取れた、持続可能なものとする必要がある。これに関連して、仮想通貨交換業を巡る諸課題についても、対応の検討を進める。

具体的には「金融イノベーションによる生産性向上等」、「ブロックチェーン技術の実用化」、「仮想通貨交換業への対応」、「Technology を用いた金融機関等の規制対応業務の効率化の促進等」の4つの課題について、適切に対応していく必要がある。

このため、以下のような取組みを推進していくべきである。

(1) 金融イノベーションによる生産性向上等

FinTech については、これまでも銀行法改正等によるオープン API を通じた FinTech 企業と金融機関の連携・協働（オープン・イノベーション）に向けた環境整備、金融 EDI を起点とした企業の財務・決済プロセスの高度化に向けた全銀 EDI システムの本年12月の稼働決定及び中小企業共通 EDI 標準の策定など、官民において様々な取組みが行われてきたところである。現在は、こうしたインフラ整備をさらに進めるとともに、FinTech を通じた革新的なビジネス・サービスの実現・実用化を通じて、利用者の利便性向上や企業の生産性向上等を実現していくことが重要な段階に入りつつある。

こうした観点から、FinTech を活用したサービス提供に際しての障害要因の除去、オープン API を核としたオープン・イノベーションの推進、中小零細

を含む企業の財務・決済プロセスの改革、キャッシュレス化の推進等を通じた生産性向上等に取り組んでいくべきである。

① オンラインで完結する本人確認手法の導入

郵便を用いた本人確認手続が事業者・利用者双方の大きな負担となっているとの指摘があることなどにかんがみ、**FinTech** ビジネスを含むオンラインサービスの利便性及び本人確認の実効性の向上を図る観点から、マイナンバーカード（公的個人認証）を用いて容易に本人確認手続を行うことができる環境の整備を図るとともに、犯罪収益移転防止法施行規則を改正し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。

② オープン API を通じた FinTech による多様で利便性の高いサービスの普及

FinTech 企業と金融機関のオープン・イノベーションを進めることにより、**FinTech** 企業は高度に発達した銀行システム等によるネットワークを通じて、その先進的なアイデアや技術を活用した多様で利便性の高いサービスを提供でき、金融機関は **IT** の進展等の環境変化に積極的な対応を図ることが可能となる環境を実現するため、以下の取組みを実行すべきである。

- ✓ インターネットバンキングを提供している金融機関によるオープン API の着実な実現を推進する。
- ✓ 金融機関によるオープン API の着実な実現やオープン API を活用した多様で利便性の高いサービスの創出に向け、**FinTech** 企業と金融機関の継続的な連携を推進する。
- ✓ 利用者が安心して **FinTech** 企業による多様で利便性の高いサービスを楽しむよう、オープン API を推進するための平成 29 年改正銀行法の本年 6 月の円滑な施行に向けて、電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施する。
- ✓ クレジットカードについても、**FinTech** 企業と金融機関とのオープン・イノベーションの取組みを参考に、**FinTech** 企業とクレジットカード会社との連携・協働を推進する。

③ 金融 EDI を起点とした企業の財務・決済プロセスのオール IT 化の実現

金融 EDI を起点に、川上（受発注・経理）から川下（債権管理・税・公金収納）までの企業の財務・決済プロセスのオール IT 化を実現し、企業の人手不足改善、成長力強化を実現するため、金融界・産業界・**FinTech** 企業・関係省庁・地方自治体が一丸となって、以下の取組みを実行すべきである。

- ✓ 本年 12 月の全銀 EDI システムの稼働、2020 年までの送金電文の全面的 XML 化を着実に実現するとともに、金融 EDI 情報を利用した電子領収書や電子インボイス、新たな金融サービス等の提供により、企業における金融 EDI の利用拡大を図る。
- ✓ 金融界・産業界・関係省庁が連携して実証事業を行うなど、金融 EDI と商流 EDI の連携を推進するとともに、金融 EDI・商流 EDI と企業の財務・決済システムや会計・経理等バックオフィス業務分野の IT・クラウドサービス等の連携を推進する。
- ✓ 手形・小切手の電子的な仕組みへの移行に向けて、金融界・産業界・関係省庁が連携して諸課題の検討を進める。
- ✓ 納税・公金納付・受領プロセスについて、行政機関間のデータ連携による納税情報提出のワンスオンリー化や平成 31 年 10 月の地方税共通納税システム稼働を着実に実施するとともに、納税・公金納付・受領プロセスの IT による高度化、企業・金融機関・行政機関それぞれの効率化に向け、官民が連携して課題の整理を行う。

上記の取組みにより、各財務・決済プロセスの IT による高度化を図るとともに、プロセス間のデータ連携を行うことにより、財務・決済プロセス全体の高度化を実現することが重要である。

また、財務・決済プロセス全体の高度化により効果的に企業の生産性向上につなげるためには、企業において、業務プロセスの IT による効率化と連動して取り組むことが重要である。このため、以下の取組みを併せて実行すべきである。

- ✓ 企業の、会計・経理等バックオフィス業務分野におけるクラウドサービスやインターネットバンキング等の導入、IT リテラシーの向上を強かに支援する。

④ キャッシュレス化等を通じた社会全体の高度化

金融イノベーションにより創出される多様で利便性の高いサービスは、キャッシュレス化や個人情報保護に留意した情報の利活用、利用者ニーズへのよりきめ細やかな対応等を通じて、消費生活の高度化・活性化など、個人の生活に変化をもたらすとともに、企業・金融機関・行政機関等の生産性向上につながるものである。さらに、革新的な FinTech サービスを活用し、個人の生活の変化、企業・金融機関・行政機関等の生産性向上にとどまらず、地域経済の活性化・社会全体の高度化につなげることが重要である。このため、サイバー攻撃対策や災害対策等の観点にも留意しつつ、以下の取組みを進めるべきである。

- ✓ 金融機関によるオープン API を着実に実現し、オープン API を活用した多様で利便性の高いサービスの創出を促進する。(再掲)
- ✓ オープン API を核とした、FinTech 企業とクレジットカード会社との連携・協働を推進するとともに、クレジットカードに係る加盟店手数料のあり方の検討を行うなど、クレジットカードに係るビジネスモデル変革のための環境を整備する。(一部再掲)
- ✓ 金融 EDI と商流 EDI の連携、EDI と企業の財務・決済システムや IT・クラウドサービス等との連携を推進する。(再掲)
- ✓ 手形・小切手の電子的な仕組みへの移行に向けて、金融界・産業界・関係省庁が連携して諸課題の検討を進める。(再掲)
- ✓ FinTech サービス等の活用による企業の納税・公金納付・受領プロセスの高度化、個人納税者の利便性向上、金融機関・行政機関における業務効率化等の実現に向け、官民が連携して課題の整理を行う。(一部再掲)
- ✓ 国際的な動向に配慮しつつ、QR コード支払に係るデータフォーマットの標準化、携帯電話番号・生体認証等を活用したモバイル決済サービスの利便性向上に向けた取組みを進める。
- ✓ 土日、あるいは深夜の即時決済が可能となるよう、全銀システムの 24 時間 365 日対応化を本年 10 月に確実に実施する。
- ✓ 「キャッシュレス推進協議会(仮称)」を設立し、「決済高度化官民推進会議」とともに、産官学が一体となった取組みをスピード感を持って進める。

⑤ 国際的な連携・協働の推進

各国が FinTech の活用に取り組む中で、最先端の人材・知見を結集し、日本がイニシアティブを発揮していくため、以下のような課題に取り組むべきである。また、ブロックチェーンの規格や税制を含めた制度に関する国際的な議論をリードしていくことを政府・関係者に期待する。

- ✓ FinTech に関する国際的な協力枠組みの拡大を目指すとともに、そうした国際的な枠組みを活用した FinTech 企業の海外展開の支援や当局間の連携を強化する。
- ✓ FinTech 業界や民間団体とも連携し、FinTech に関する関係者が一堂に会する国際会議(「フィンテック・サミット」)を、引き続き開催し、国際的な連携や知見の共有を進める。
- ✓ ブロックチェーン技術について、セキュリティ等の課題に係る国際

的な共同研究を推進する。

⑥ 機能別・横断的な金融法制の検討

ITの進展等により、金融サービスを個別の機能に分解して提供（アンバンドリング）・複数のサービスを組み合わせて提供（リバンドリング）する動きが拡大するなど、金融システムを取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に適切に対応できるよう、現在の業態ごとの法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて検討を進める。

(2) ブロックチェーン技術の実用化

ブロックチェーン技術は金融を変革するゲームチェンジャーになり得ることを踏まえ、セキュリティ上の論点など実用化に向けた課題について検討を進めるとともに、FinTech 実証実験ハブや官民連携型の実験用プラットフォーム等も活用しつつ、実用化に向けた具体的なプロジェクトを推進していくべきである。

① ブロックチェーン技術を用いた本人確認手続の効率化・高度化

利用者が新たな金融機関からサービスを受ける際の本人確認手続に係る負担の低減、金融機関における本人確認の高度化を図るため、ブロックチェーン技術を用い、金融機関が共同で本人確認手続等を行うことを可能とする共同インフラの構築について検討を進める。

② 証券分野におけるブロックチェーン技術の活用

証券取引に係る取引内容の確認をブロックチェーン技術を活用して行うことにより、取引内容の確認業務の円滑化・効率化を実現するため、実証実験を実施する。

③ 貿易金融におけるブロックチェーン技術の活用

貿易金融を含む貿易プロセス全体について、ブロックチェーン技術を活用して企業・金融機関・行政機関等の関係者間の情報連携基盤を構築することを目指し、官民が連携して実証実験を実施する。

④ 国際的な共同研究の実施

ブロックチェーン技術の実用化に向けた課題について国際的な共同研究を推進する。（再掲）

(3) 仮想通貨交換業への対応

仮想通貨については、金融活動作業部会（FATF）等から、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する要請がなされていたことや、当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、資金決済法を改正して、昨年4月から、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対する登録制の導入等を内容とする、マネーロンダリング・テロ資金供与対策や利用者保護のための規制を整備した。

一方、本年1月には、みなし仮想通貨交換業者において過去最大規模の仮想通貨流出事案が発生し、その後、複数の仮想通貨交換業者において不適切な内部管理態勢が発覚するなど、仮想通貨交換業者の業務運営にはなお課題が認められる。

また、(2)で述べたブロックチェーン技術の実用化の問題と仮想通貨の問題とは分けて考える必要があるところ、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段でなく投機の対象となっているほか、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

① 仮想通貨交換業者の業務運営の適切性の確保

- ✓ みなし仮想通貨交換業者に対する登録審査を迅速に実施するとともに、自主規制団体による自主規制機能の強化を含め、内部管理態勢が不適切であるなど、利用者保護等の観点から問題のある仮想通貨交換業者の業務の適正化に取り組む。
- ✓ 仮想通貨流出事案や仮想通貨交換業者の問題点等を踏まえ、内外関係機関等との連携の強化を含め、仮想通貨交換業者に対する当局の登録審査・モニタリング体制の向上に取り組む。

② 仮想通貨交換業等を巡る諸問題についての制度的な対応の検討と国際的な議論への貢献

みなし仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産の外部流出事案、みなし仮想通貨交換業者や仮想通貨交換業者における内部管理態勢等の不備、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引の登場を踏まえ、制度的な対応の検討を進めるとともに、国際的な議論への貢献を図る。

(4) Technology を用いた金融機関等の規制対応業務の効率化の促進等

限られた人材や経営資源等の中で、厳格化する国際規制に日本の金融機関等が的確に対応する観点から、Technology を用いて効果的・効率的に規制・監督上の対応を行う取組み（RegTech）の活用が、重要となっている。

実効的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策のための RegTech の活用

複雑化するマネーロンダリング・テロ資金供与に係る動向も踏まえ、的確に不審な取引を検知し、疑わしい取引の届出を効率的かつ的確に行うため、AIやロボティックス等の技術の活用を促進するほか、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の効率化・高度化に必要なシステムの共同化も含むインフラ構築に向け、検討を進める。

3. 金融仲介をはじめとする、金融機関による一層の機能発揮

金融機関の顧客である各地域の企業には、ライフステージに応じて、生産性の向上、人材確保など、専門的なものを含め様々な課題を抱える先が存在する。金融機関が、こうした課題の解決に向けて、専門機関等とも適切に連携・協働し、顧客企業が必要とする適切なアドバイス、ファイナンス、人材支援等を提供して企業経営を支援し、その成長・生産性の向上につなげていくことが重要である。

なお、その前提として、金融機関と顧客企業が相互理解を深めることが必要である。まずは、金融機関においては、正常な取引慣行に反する不適切な取引といった、相互理解を損なうようなことを行うことなく、適切に対応する必要がある。加えて、顧客企業はその業務や財務内容、さらには事業の将来性等について、金融機関に丁寧に説明するよう努める一方、金融機関はその内容を理解しその認識を率直に顧客企業に説明した上で、相談・助言を行うことが重要である。

こうした金融機関による顧客本位の金融仲介の取組みについては、顧客基盤の拡大を通じ、金融機関自身の持続可能なビジネスモデルの構築にもつながるものと考えられ、顧客の目線に立って、金融仲介に組織的・継続的に取り組む地域金融機関も見られる。

昨年5月の提言にも、地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況の開示の促進等を盛り込んでいるが、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現するには、金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標により、地域金融機関による取組みの更なる「見える化」を進める必要がある。

また、金融機関が担保・保証に過度に依存せず、顧客企業の事業内容や成長可能性等を評価するなどの重要性についても指摘しているが、当局と金融機関との対話を通じて、そうした取組みが着実に進むよう促していく必要がある。

さらに、地域金融機関による企業支援能力の強化を図る観点から、今般の法改正により支援決定・業務完了期限の延長された地域経済活性化支援機構（REVIC）及び日本人材機構の人材・ノウハウ支援機能をこれまで以上に積極的に活用していく必要がある。

このため、以下のような取組みを推進していくべきである。

(1) 金融仲介機能の更なる質の向上

① 金融仲介の状況を客観的に表す共通の指標群（KPI）の策定

良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現することにより、顧客本位の金融仲介に係る実態面での取組みを促し、地域企業の経営改善・生産性向上等につなげていくため、各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（KPI）を策定することとし、素案を本年夏目途で策定する。

② 「経営者保証に関するガイドライン」の活用が進んでいる金融機関による組織的な取組事例等を踏まえた金融機関との対話の実施

「経営者保証に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を融資慣行として、より一層浸透・定着させていくことが重要である。そうした中、ガイドラインの適用要件を硬直的・形式的に運用せず、要件を満たさない場合であっても、要件充足に向けた取組状況や企業の成長可能性等を勘案して柔軟に対応することにより、経営者保証に依存しない融資を推進する取組みを積極的に行っている金融機関もある。こうしたガイドラインの活用が進んでいる金融機関による組織的な取組事例等を共有するとともに、ガイドラインに係る取組方針等について、金融機関との対話を行い、解除条件付保証契約等の代替的な融資手法を含めガイドラインの積極的な活用を促していく。

③ 将来にわたる健全性と金融仲介機能の確保

人口減少等により地域金融機関の経営環境が悪化する中、将来にわたって健全な金融機関が存在し、地域の企業・住民に適切な金融サービスが提供されることを確保する観点から、競争政策のあり方も含めた課題について検討する。

(2) 地域金融機関による地域経済活性化支援機構（REVIC）・日本人材機構の活用

地域経済の活性化に向けて、地域における民間の自律的な企業支援や地域活性化に向けた取組みを促進するため、以下にあるような、REVIC・日本人材機構による地域活性化ファンドの運営や専門家派遣等を通じて、地域金融機関に対する人材・ノウハウ支援に重点的に取り組み、地域金融機関の企業支援能力の強化を図る。

- ✓ 地域金融機関が REVIC と共同で運営する地域活性化ファンドを通じて、地域企業に対する資本性資金を供給するとともに、地域金融機

関へのノウハウ移転を促進

- ✓ 地域金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援に係る取組みを強化するため、REVIC・日本人材機構の人材・ノウハウ支援の活用を促進

(以 上)